

時事会計 No.28

ライブドア・ショック
- 「会社とは何か」と会計

キーワード：会社論、会社主権論、企業価値、株主価値、法人論、会計主体論、投資家資本主義、新会社法、投資ファンド、阪神タイガース問題、株式非公開、ステークホルダー、株主の説明責任

主要記事：「日経新聞」05年3月30日、4月19日、関連記事・雑誌：「日経新聞」3月30日、7月26日、8月1日、23日、29日、10月12日、13日、21日、11月6日、11日、「読売新聞」10月7日、30日、「毎日新聞」10月6日、「朝日新聞」8月7日、『世界』2005年5月号

「2ヶ月戦争」の教訓

「日経新聞」2005年4月19日にコラムニスト西岡幸一氏の「みんな、企業を考えた」がある。ニッポン放送の支配権を巡るライブドア対フジサンケイグループの2ヶ月余りにわたる買収攻防戦は、妥協の和解というその本筋での決着は見られなかったものの、思わぬ副産物をもたらした。まさに「みんな、企業を考えた」からである。

企業価値とは何か、ネットとメディアの融合や報道機関の公共性が論じられたり、敵対的買収への防衛策として新株予約権が脚光をあびたりしたが、ライブドア・ショックは「会社とは何か」、「会社は誰のためか」を世間にあらためて考えさせた。このことは会計とも無縁でない。その問いは、「会計とは何か」、「会計は誰のためか」に通じるからだ。以下、こうした基本的な問いかけに焦点を当てて、ライブドア騒動の教訓が何であるかをみてみたい。

(ここに新聞記事を入れる)

会社とは何か - ヒトかモノか -

企業買収は、端的に言えば会社をモノとして見立て、ヒトの要素を無視する。株式を所有することは、会社自体をモノとして所有するからである。モノの側面を表すのが株式だからともいえる。だが、岩井教授は「会社はヒトであり、同時にモノである」という二面性にたって、会社は株主のもの(会社=モノの側面)という株主主権論の誤りを指摘する。

重要なのは、会社=モノの側面を強調する今日のアメリカ型会社のあり方も、またヒトの側面を強調する日本型会社のあり方も、2つの側面のいずれかを強調するものであり、したがってそのいずれか一方のみをみるのは誤りという点だろう。とりわけ「会社は株主のもの」の側面を強調する株主主権論は、「本来二階建ての構造をしている会社という仕組みの二階の部分のみしか見ていない、法理論上の誤り」ということになる⁽¹⁾。

いずれにせよ、今日における「会社とは何か」、「会社は誰のため」をめぐる議論は、あらためて「会計とは何か」、「会社は誰のためか」を考えることにつながる。そして法人論が会計学上の主体論とも重なっているだけに、ここに今日的な会計主体論の議論が浮上してくる(法人論と主体論に

についてはコラム1参照)。

少なくとも、「会計は誰のため」は、会計が一人歩きするわけではないから、まずもって「会社は誰のため」の議論ぬきには語れないことは確かだ。そのさい、「会社とは何か」を過去、現在のみならず将来、すなわち「会社は何であり得るか」(所有形態のあり方)もふまえた歴史的な文脈で相対的にとらえる視点が肝要といえる。

証券市場の機関化現象 - 投資家資本主義と会計 -

今日の会計および監査の問題をみると、「1980年代の後半からのいわゆる証券市場の機関化現象 株式会社制度のあり方(支配構造への影響) 会計計算と開示への影響」という一連の関連からみる視点が重要である。より大きな歴史的パースペクティブからは、「所有と経営の分離(バーリー・ミーンズ) 経営者資本主義(マリス) 今日の投資家資本主義(ユシーム)」への変遷過程を基礎にして、今日の会計問題(計算と公開の問題)を歴史的、経済学的に捉える視点が大切といえる⁽²⁾。

今日、「会社は株主のもの」というとき、こうした資本主義経済の変遷は法人論的には法人実在説的会社観(経営者資本主義)から法人名目説的会社観(投資家資本主義)への変容として描くこともできる(法人論はコラム1参照)。つまり、投資家資本主義には法人名目説的な会社観が見て取れるわけで、したがって会計もそれを受けて投資家本位の会計、投資家資本主義の会計となる。ちなみに、トピック6「会計基準の憲法作り」での日本版概念フレームワークも、それが証券市場を中核に据えた投資家のための会計であることから投資家(株主)主権の見地にたっており、ここにその主体論的性格をみることができる。

こうして今日の企業会計がアメリカ流の投資家資本主義(株主主権)に立つならば、そのあり方は会計主体論からすれば、所有主のための会計という点である種の“先祖返り”ともとれる(会計主体論はコラム1参照)。法人名目説での会社はモノとして株主(所有主)に所有されている点で「会社=モノ」であり、したがってそのもとでの会計のあり方も、端的に言って「会社=モノ」の会計(投資家本位の会計)となる。なお、「会社=ヒト」の会計はトピック4「中小会計会計と会計参与」を参照されたい。

なぜ画一的会計が志向される - 会社主権論から -

ここで投資家(株主)資本主義とは、銀行を中核にした金融資本主義(銀行資本主義)ではなく証券市場とりわけ株式市場を中核に据えた資本主義経済のあり方をいうが、「経営者資本主義」あるいは「法人資本主義」のあとに来るものとしての史的意味合いが重要だ⁽³⁾。特に、機関投資家が会社経営に大きな影響力(物言う株主)をもつようになり、企業会計のあり方も国際的分散投資を行う機関投資家向けの会計という性格を帯びることになるという点が重要だ。そして、会計計算が制度中立であり得ない(計算の制度性)という点からすれば、ここでの会社主権論の視点から、今日の画一的会計志向の1つの出所が説明できそうである。

すなわち、画一的な会計処理が求められる基礎には、「法人名目説的な会社(モノとしての会社を

所有) 投資家本位 国際分散投資 投資判断のモノサシ統一 市場 (fair value) ベースの画一的会計志向 (公正価値アプローチ) を見て取れる。それは、「法人実在説的な会社 (経営者支配) 経営者の期待重視 期待を反映した (非画一的) 会計志向 (企業固有アプローチ)」と対比することでより理解されよう。たとえば、企業結合会計での「のれん代」の償却廃止 (減損方式) には、投資家の予想形成において「のれん代」償却には情報価値がないという理由があげられたが (トピック 25 「ITバブルの崩壊とのれん代の巨額の評価損」参照) そこではなによりも投資家の立場からの情報価値の見地が重視されている。他方、わが国のようにプーリング法を廃止することに抵抗があるのは、経営者ないし企業独自の期待を無視できないことからきている。ここに、「会社は誰のものか」という会社主権論と会計計算のあり方とのつながりを見ることが出来る。

株主価値を超えて - ビヨンド・ボトムライン -

ライブドア・ショックを受けて新聞各紙は特別記事などで競い合ったが、「日経新聞」は「必ずしも」会社とは何か」を連載した (3月25日~30日、「第1部 大買収時代を生きる」1~6)。その最終6回目「株主価値を超えて」はそのタイトルに目がとまるとともに、沈んだ顔で拘置所に入る堤氏の写真が古典的な日本型経営システムの象徴ともいえる堤王国の崩壊を印象づけていた⁽⁴⁾。そこでは、いくつかの重要な点が指摘されているが、特に株主主権論 (会社は株主のもの) に立つと、株主価値、端的には株主のために株価をどこまで伸ばしたが評価の尺度になるが、他方でビヨンド・ボトムライン、つまり利益追求だけでないステークホルダー (利害関係者) を見据えた市場経済が模索されるという点が重要だろう⁽⁵⁾。また、株主の変質に触れて、「多くの投資は新規の資金提供者ではなく移り変わる株式所有者でしかない側面が強まった。...株式を武器にした所有権の攻防は虚が実をむしばむ恐れが常にある」(傍点引用者) という点も重要だ⁽⁶⁾。

新聞だけでなく雑誌も特別記事を掲載した。たとえば雑誌『世界』2005年5月号の「ライブドア対フジテレビ - 市場のルールを踏み荒らすものは誰か - 」(上村達男) もきわめて重要な点に触れている。そこでは、まずもって証券市場の論理を踏みにじって出現した大株主にはそもそも会社法上の問題 (たとえば新株予約権発行の是非) を問う前提条件が欠落しているとし、そこにライブドア問題の本質をみている。まさに、「市場のルールを踏み荒らすものは誰か」と糾弾しているわけだ。

筆者にとっての関心は株式会社法制の方にあるが、ここで重要な点を2点紹介しておこう。1つは、誤解されたアメリカ的自由という点だ。共同体や身分社会の歴史をもたないアメリカ的自由をモデルにした原則自由への大転換の問題性であり、アメリカ風になったといわれる新会社法の問題性である。もう1つは、そのアメリカ的自由なるものにかかわるが、市民社会のあり方、とりわけ欧州との比較である。こうした比較法の視点は重要で、特に欧州での「市民社会の質へのこだわり」(60ページ) という点は、「会社とは何であり、誰のものか」にとってきわめて重要だ。(以上、2005年8月)

タイガースは誰のもの - トラを守る! -

ライブドア・ショックからまだ半年余りしか経たない10月、世間はふたたびIT企業 (楽天)

がメディア(TBS)に仕掛けた「TBS問題」(大量株式取得による経営統合化問題)に「三木谷、おまえもか!」とばかり沸騰した。だが、そのTBSの株を大量に保有している村上氏が投じた阪神タイガースの上場是非をめぐる議論は、会社は誰のものかを考える点でより興味深い。

たとえば星野氏(タイガースのシニア・ディレクター)は「タイガースはお笑いと共に関西の数少ない文化。そこに手を突っ込み、金もうけの手段にすることは許されない」と手厳しく批判する(「読売新聞」10月30日)。まさに「阪神ファンにとってタイガースは株価に関係なく心の至宝」(「読売新聞」10月7日「よみうり寸評」)であり、関西が誇る“文化財産”は上場にそぐわないというわけだ。

さらに、「何よりも短時間で最大の利益をあげねばならない投資ファンドと、『ウイン』(「得」 - 引用者)は二の次で『ダメ虎一筋十年』という気の長さが自慢のファンだ」(「毎日新聞」10月6日「余録」)という点は的を射た寸評だ。「日経新聞」10月13日では、ずばり「ファンの愛着 vs. 資本の論理」という視点からのコラムがあるが、まさに「企業買収で顧客(ファン)の声がここまで影響力を持った例はない」といえる。重要なのは「株主、経営者、従業員、顧客、地域 - 企業はこうしたステークホルダー(利害関係人)に支えられている」という点であり、企業価値はこうした利害関係人を据えた長期的視野からこそ評価されるべきといえる。

これに関連して、「村上ファンドと民主主義」と題したコラム(「日経新聞」2005年11月11日の「大機小機」)もきわめて説得的だ。すなわち、「何よりも問題なのは、村上ファンドは人間ののいのしない組織であることだ。村上ファンドはモノを作らない、サービスを提供しない。...対する阪神電車には無数の利用者がいる。多くの取引先、従業員、株主がいる。阪神球団にはこれを愛する無数のファンがいる。...そこには無数の人間の営みがある。人間社会、市民社会そのものがそこにはある」わけで、まさに問われているのは「日本のデモクラシーそのものであり、市民社会のあり方だ」なのである。先にライブドアが「市場のルールを踏み荒らすものは誰か」と糾弾されたが、ここでは「人間社会、市民社会のルールを踏み荒らすものは誰か」と問いたいところだ。

知識労働者は所有できるか - ポスト産業資本主義 -

ライブドア問題ではニッポン放送の従業員が新たに組合を作ってライブドアに抗戦したことは記憶にあたらしい。11月11日に95歳で亡くなったピーター・ドラッカーは「知識労働者」という用語を造ってその重要性を強調したが、ライブドアは結局この知識労働者まで所有することはできなかった。まさに、産業資本主義に続く今日の資本主義(ポスト産業資本主義)では、「モノに還元できないヒトとしての能力や知識を利潤の源泉にせざるをえない」のであり、その点で「すべてはヒトに始まる」(「日経新聞」8月29日の「経済教室」)というわけである。

今日、産業資本主義時代に中心をしめた有形固定資産よりも、無形資産(ブランド価値など知的財産)がより重視されるのも、そうした資本主義経済の変容がその基礎にある。企業会計も、それを受けて、新しい会計(知的財産会計)が登場してきている。だが、そうした新しい会計の登場も、あくまで投資家向けの会計(意思決定有用性会計)がその基礎にあることも留意しておく必要があるだろう。

いずれにしても、何も難しい経済学を読まなくても、阪神タイガース問題は「株主価値を超えて」を考える格好の教材になっている。特異な(通常でない)ケースであるがゆえに、逆に、物事の本質を見せているともいえる。

上場だけが能じゃない - 企業の理念・文化・倫理 -

話は多少前後するが、アパレル大手のワールドが7月25日に経営陣による2200億円の企業買収(MBO)で株式の非公開化を発表したことは、優良企業が経営陣の判断で非公開にするわが国初めてのケースとして注目された(「日経新聞」7月26日)。飲料大手のポッカコーポレーションも8月22日に同じくMBOを実施し、非公開をめざすことを発表した(「日経新聞」8月23日)。

ここにきて株式非公開化に踏み切る企業がでてきたのはなぜだろう⁽⁷⁾。むしろそれが敵対的買収の究極の防衛策であるとも見ることができ、ここでより重要と思えるのは、やはり「会社とは何か」、「株主価値を超えて」という文脈からの見方だろう。いみじくも両者の経営者の発言に共通しているのが、短期的な業績変動に左右されたくないという点だ。この点で、金融審議会が進めようとしている四半期業績報告の制度化も、時代の流れとはいえ、また欧米の投資家には歓迎されるだろうが、今一度考えてみる必要もあるだろう⁽⁸⁾。

「朝日新聞」8月7日の社説は、このワールドの株式非公開化を取り上げ「ワールドは、長期的な視野で経営戦略を考えることを、株式を買い戻す理由に挙げた。…欧米では、多くの投資家に口出しされるよりも、企業理念や企業倫理を優先させたいとの判断から、株式を非公開に戻すところもある。たとえばジーンズのリーバイ・ストラウス社がそうだ」と書いた。重要なのは、企業理念や企業倫理という点だ。コラムニストの西岡氏は、統計解析ソフトウェアの超優良会社SASの例をあげて、「…株価や時価総額の試算を携え、何度も上場を勧誘に来る証券会社などを振り払う。公開することで社員の処遇など企業文化が侵されるのを嫌う」と書いているが、SASの社員の転職率がたったの5%以下(コンピュータ関連では20%以上が通常)というのも、そうした企業文化ゆえであり、うきわめてなすける。重要な点は、「会社の形態は多様だ。何のために存在するかを認識して、それにふさわしい組織にするのが肝心だ。…優先すべきは、どちらが事業に盛り込んだ理念を形にしやすいか」(「日経新聞」8月1日)という点だろう。

わが国でも、あえて非上場を選択している優良企業はいくつかある。サントリーはその代表格だ。佐治社長はあるインタビューに答えて、「ビール事業を長い目で続けられたのは、非公開のメリットの一つ。社会貢献事業を業績の好不調に関係なく続けられてきたことにも、一般株主がいれば、注文は付いたかもしれない。…会社は株主のものという最近の風潮は疑問を感じる。社員や得意先、消費者など会社はあらゆる人のためにある」と述べている(「日経新聞」10月12日)。

以上、要するに株式非公開化の「会社とは何か」、「株主価値を超えて」という文脈からみた教訓は何かと言えば、それは近視眼的株主に左右されない企業の理念、文化、倫理といった点であり、それをどこまで真摯に考え取り組んでいるかの経営者の態度という点であろう。これこそ他人に所有されえないものであり、真の企業価値もここにその源泉があるといえる。

株主の説明責任 - 株主の実態開示と資本市場の透明性 -

説明責任 (アカウンタビリティ) といえば企業側のそれであり、株主の説明責任というのは耳慣れない言葉だ。だが、それが問われるようになったというのが、きわめて今日的といえる。最後に、この点に触れておこう。

このところ投資ファンドに対する情報開示が緩いという議論がなされている。村上ファンドの運用資金は数千億円と言われているが、実はその資金の出し手が誰で、本当の株主はだれか、その実態は知られていない。「特に、株価への影響が大きく上場企業の経営を左右するような巨大なファンドは、自ら情報開示を徹底する必要がある。それは上場企業並みであって当然だ。日ごろ、上場企業には徹底した情報開示を求める当の投資ファンドの実態が不透明というのでは、あまりにも不公平である」(「日経新聞」10月21日「大機小機」というのは、そのとおりだろう。

こうした主要株主の情報開示強化の動きは欧州でもみられ、EUでは大量保有状況の開示に関する共通ルールの導入がでてきている(「日経新聞」11月6日)。EUルールの名称は「透明性指令」というそうだが、それはまさに資本市場の透明性に不可欠ということだろう。ここでも、その背景に投資ファンドの存在があげられているが、「ファンド資本主義」などといわれる今日の資本市場にあっては、企業のみならず巨大ファンドなどの投資側にも透明性と公平性が求められるわけだ。

今日の企業会計は投資家向け会計 (投資家本位会計) を志向し、投資家のための実態開示 (財務の透明性) 志向をいっそう強め、それがバランスシート中心 (それもリアリティのあるバランスシート) の会計観に通じている⁽⁹⁾。これが、今日の企業会計の1つの特徴といえるが、それはこれまでの適正な期間損益計算を中心にした (必ずしもリアリティを求めている) バランスシートの見方と比較すればより理解されるだろう。そして、そのことは監査が「計算」よりも「事実」を重視し、より実態的・実査的な監査を志向していることにも反映している。だが、ここにきてその実態開示は会計にとどまらず、大株主の実態開示が求められている。すべては一般投資家に対する透明性という点からきている。となると、基礎論的観点からすれば、ここでいう「説明責任」の性格 (あるいはその出所) は、資本市場の透明性という点からしても、証券取引法上にかかわるものということになるだろう⁽¹⁰⁾。(以上、2005年11月)

追記：ライブドア事件の共演者は誰

「市場のルールを踏み荒らすものは誰か」と糾弾されたライブドアの堀江社長が、06年1月23日東京地検に証取法違反容疑 (偽計取引、風説の流布) で逮捕され、あらたなライブドア・ショックの衝撃が走った。

翌日の各紙社説は一斉にこの事件を取り上げ、「それにしても、証取法を所管する金融庁と証券取引等監視委員会、株式市場を運営する東京証券取引所は、何をしていたのだろうか」(読売)、「影響は経済だけにとどまらない。昨夏の総選挙に刺客として立候補した堀江社長を応援した自民党幹部の責任を問う声は一段と強くなるだろう」(毎日)、「それにしても、ライブドアと堀江容疑者は、現在の日本社会が抱えるさまざまな問題をあぶりだした。世間の『堀江流』に対する異様なまでの共感は一切何だったのだろうか」(産経)、「堀江容疑者の著書には『人間を動かすのは金。人の心は

お金で買える』という慢心の言葉がある。拝金主義もここまで来たかという思いがする。失った信用は、もう買えない」(東京)、などと批評した。

株式分割と株式交換のセットによる現金不要の企業買収、作られた株価の時価総額という企業価値、投資事業組合なる隠れ蓑、高株価演出のための粉飾決算、さらには事件の誘因ともなった会社法の規制緩和(株式分割の純資産制限の撤廃、自社株保有の解禁)のあり方や日本版SECの創設、などなど事件に直接かかわる事項もむろん重要だ。特に、捜査の焦点になっているライブドア本体の粉飾決算は、本来は赤字だった04年9月期決算でウソの黒字額をあらかじめ約15億円と決めていたという。連結外を装った子会社からの送金による利益の付け替えが粉飾疑惑の核心だが、会計的にはきわめて巧妙な手口とは思えないだけに、それを公認会計士が見逃すとは思えない。だが、そうした問題はともかく、より本質的と思えるのは、まさに「世間の『堀江流』に対する異様なまでの共感は一切何だったのだろうか」という問いかけだろう。

ライブドアグループ全体の時価総額は逮捕までのたった1週間だけで6000億円が消えたという。まさにマネーゲーム、博打だ。東京地検には苦情電話が殺到し、「強制捜査のせいで株価が下落し大損害を被った。どうしてくれるんだ」などと、電話口で怒鳴る人もいたという。その多くはただ株価の動きだけ見て、投資企業の財務諸表も見なければ(見る必要もない、また読めない)業務内容すら知らない投資家(投機屋)だろうが、そこでは株券も馬券と同じ賭博と化している。そんな投資家は保護するに値するとはとても思えない。まさに自己責任(自業自得)だ。だが、1日だけの売買で数千万円も儲けるデイトレーダーはともかく、ヘッジファンドやネット取引の普及で短期的に売買を繰り返す個人投資家が増えているのも現実だ(ライブドア株主22万人の6割弱が個人)。ホリエモンも、それを買った投資家もおなじ穴のムジナ、会社=モノのきわみの世界といえる。地検特捜部長の大鶴氏は就任会見(05年4月)で「額に汗して働く人が憤慨するよう事実を困難を排して摘発していきたい」と述べているが、これが健全な市井の感覚だろう。若者もふくめ、額に汗せずマネーゲームの不労所得獲得に駆り立てる姿は、とても健全な社会とは思えない。

筆者はトピック22「米国不正会計の根っこにあるものは」において、「会計不信の根っこにあるのは、こうした高株価主義とその演出であり、監査人や証券アナリストなどもこの演出の共演者といえるわけだ」と書いた。ライブドア事件の共演者は、事件当事者のみならず、実は政治家やホリエモンを追っかけ回したマスコミ、さらには今日の日本社会のあり方そのもののなかにいる。その点で、数学者で「国の品格」の著者藤原教授(お茶の水女子大)が「今回の逮捕は実は全く本質的な問題でない。一番の問題は、これを国民が支持し、時代の旗手としてとして称賛し、羨望してきた風潮にある」(「読売新聞」1月24日)と指摘したのは、的を射た冷静な批評だ⁽¹¹⁾。

司馬遼太郎が常に批判していた「英雄的自己肥大」なる病、また夏目漱石の小説『三四郎』での広田先生が車中の三四郎に「日本は滅びるね」と言うくだり、今回のライブドア事件はそれを想起させる。まさに、この国の品格、社会の品格が問われている(06年1月27日)

注

(1) 岩井克人『会社はだれのものか』(平凡社)23ページ参照。所有の二重性は、より古くは奥村宏『法

人資本主義』(朝日文庫)でも議論されている。

- (2) より詳しくは拙稿「年金会計の計算構造と企業会計の今日的変容」(『駒澤大学経済学部研究紀要』第59号)第7節参照。
- (3) 法人資本主義については奥村前掲書参照。
- (4) 西武鉄道の堤王国の盛衰については、たとえば佐倉信『会社は誰のものか』(角川文庫)が興味深い。ちなみに、そこでは西武鉄道のみならず、わが国における専制君主的経営者を槍玉にあげている。経営者資本主義の陰の側面ともいえるだろう。
- (5) 会計と株主価値とのかかわりは、たとえばトピック 22「米国不正会計の根っこにあるものは」で取り上げているアラン・ケネディ / 奥村宏監訳『株主資本主義の誤算』(ダイヤモンド社)を参照されたい。また、この8月に出版されたロジャー・ローウェンスタイン著・鬼澤忍訳『なぜ資本主義は暴走するのか - 『株主価値』の恐るべき罨 - 』(日本経済新聞社)では、「株主価値」という用語がアメリカで一般に使われるようになったのは80年代の企業買収時代(乗っ取り屋の時代)であり、またステークホルダーという用語が流行したのも80年代半ばまだ敵対的買収もなかった日本企業にアメリカ企業が敗北し、『ライジング・サン』や『ジャパンアズナンバーワン』がもてはやされた時代であることが記されている。重要なのは、「ステークホルダー運動は、本質的にアメリカの土壌に日本のモデルを移植しようとする試みだった。...しかし、この運動はなかなか実を結ばなかった。ステークホルダーという概念はあいまいだし、法的根拠も欠けていたからである。だが、それだけではない。深い意味で、こうした発想がアメリカ的でなかったからなのだ。改革者の理想がどんなものであれ、個人主義はアメリカの精神のど真ん中に根を張っていた」(19ページ、傍点引用者)でのアメリカ的なものである。

ちなみに、「日経新聞」05年2月27日では、アメリカの買収の変遷史を3つの時代区分(80年代の乗っ取り屋の時代、90年代の戦略的買収の時代、00年以降の機関投資家の時代)して解説しているのが参考になる。それを読めば、今わが国起きている買収劇はアメリカでの80年代の に類似する点があるといえる。
- (6) 一般に(株式市場での)投資家というとき、株主を中心に、潜在的株主 株主 潜在的株主(売却)とすると、その株主の前後の側面すなわち流通市場で売買を行う投資家の側面が、まさに移り変わる株式所有者という側面といえる。そこでは特に証券取引法が中心になるといえる。
- (7) 公開株式会社の非公開化は、すでにアメリカの80年代の買収時代(乗っ取り屋の時代)に見られる奥村前掲書第6章参照。この点でも、今日の敵対的買収はアメリカの80年代のそれに類似する。
- (8) 特にわが国独自の「中間期間報告制度」の廃止も打ち出しているが、アメリカの(短期的)投資家が望むようなアメリカの制度をそのままわが国に導入するのはどうなのか。金融審議会の四半期開示案は「日経新聞」8月17日で取り上げられている。
- (9) リアリティはストックだけに求められると思われるかもしれない。だが、必ずしもそうではなく、フローにも求められる。キャッシュフローがそれである。「利益はオピニオン、キャッシュはリアリティ」がそれを端的に示している。トピック 18「キャッシュフロー革命と企業会計」参照。
- (10) コラム4「エクイティとコモンロー」ではエクイティ概念と会計のあり方に触れているが、そこか

らでくる説明責任と比較すればよい。

(11)このことは、たとえば雑誌『文藝春秋』05年10月号で中西教授(京都大学)は05年8月の総選挙をロイド・ジョージ英首相と符合する小泉「クーポン選挙」と批評したが、そこで問われた「ポスト・ポピュリズム時代は来るか」と密接にかかわっているように思える。

- コラム 誰のための会計
- 会計主体論と法人論 -

会計学では「会計は誰のために行われるか」をめぐる論争、いわゆる会計主体論争がある。それは企業会計サイドからの会社(企業)観であり、大きくは資本主(所有主)説、代理人説、企業主体説、企業体説がある。この他に、資金説があげられるが、企業を資金の場とみる点で、法人論とは重ならない(非人格的な主体論)。

とが企業と所有主との直接的な所有関係を重視しているのに対し、とはいわゆる「所有と経営の分離」のもと、企業それ自体の存在を重視する立場といえる。会計学上は、前者から後者に展開されたといわれる。だが、今日、「会社は株主のもの」と言うとき、そこには明らかに法人名目説的な会社観がある。また連結会計での親会社説は、会社単位ではないものの、やに立っているわけではない。また法人税法での法人観は擬制説にたっている。そのことは、法人と個人(株主)を一体とみるいわゆる「パッケージ課税」(法人税=個人所得税の前払い)にみることができる。

一方、法学の分野では「法人」(端的には株式会社)の本質、すなわち「法人と何か」をめぐる論争がなされてきた。法学の歴史でも最大の論争の1つといわれる法人論争である。法人といっても結局はその背後にある個々の人間(自然人)に着せられるという法人名目説(法人擬制説、法人否認説)と、自然人と同様の実在と捉える法人実在説との対立である。

この法人論争からみれば、先の会計学上の主体論のうち、とは明らかに法人名目説に通じ、とは法人実在説に通じている。そして、今日の株主主権論が法人名目説的な会社観に立っているかぎり、株主主権論に立つ会計もまた法人名目説見地に立つといえる。となると、今日の企業会計がアメリカ流儀の株主主権論(投資家資本主義)に立つならば、法人名目説での会社はモノとして株主(所有主)に所有されている点で「会社=モノ」であり、したがってそのもとでの会計のあり方も「会社=モノ」の会計となる。投資家本位会計のひとつの特徴がここにみられる。